変更届書

業	務の	種 別	再生医療等製品販売業	
許可番号,認定番号又は 登録番号及び年月日			第●号 ●年●月●日(許	午可の有効期間が始まる日)
牝を有りる事			00	
務所,製造所, 店舗,営業所又 は事業所		所在地	広島市中区基町 10-52	
変更内容	事	項	変更前	変更後
	薬事に関する責任 を有する役員			
変	更年	月日	令和●年●月●日	

法第5条第3号イ~トまでの該非を記載してください。

●イ~トのいずれにも該当しない場合

(例)新たな役員□□ □□は、法第5条第3号イ~トに規定する申請者の欠格条項に該当しません。

●イ~トのいずれかに該当する場合

(例)新たな役員□□ □□は、法第5条第3号●に該当します。法第5条第3号○、○…(●に入るもの を除くイ~トを記載)については、該当しません。(\bigcirc に関する詳細(次の(1)~(5)を参照))

(1) イ又は口に該当する場合

イ又は口において年月日及び取り消された理由を記載する。

(2) ハに該当する場合

考 場合はその年月日を記載する。

(3) 二に該当する場合

ニにおいて違反の事実及び違反した年月日を記載する。

(4) ホ又はトに該当する場合

追記なし

備

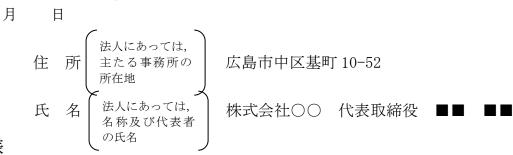
(5) へに該当する場合

診断書は別紙のとおりです。

※必ず診断書を添付してください。精神機能の障がいの程度・内容により、認定された業務を行うにあ たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しま すので、具体的に記載されたものを提出してください。

上記により、変更の届出をします。

年



広島県知事 様

法第5条第3号

- イ 第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者
- 二 イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から 2 年を経過していない者
- ホ 麻薬,大麻,あへん又は覚醒剤の中毒者
- へ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ト 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者